

南島原市監査委員公表第6号

地方自治法第199条第14項の規定により、南島原市長から令和元年度定期監査及び行政監査の結果に基づく措置について通知を受けたので、同項の規定により公表します。

令和2年12月28日

南島原市監査委員 宮崎 太

南島原市監査委員 吉田 幸一郎

定期監査及び行政監査の結果に基づく措置の状況

31 南監第 110 号 (令和元年 12 月 23 日付) 分

総務部 管財契約課

監査の結果 (指摘事項)	措置の状況
<p>(1) 備品管理について</p> <p>総評で記述したことを踏まえ、各所管課に対し備品の現況確認に係る指導を行うとともに、適正な備品管理が維持できるよう統一的な台帳管理の方策を検討することにより、主管課としての責務に努められたい。</p>	<p>備品台帳の登録状況につきましては、令和 2 年 8 月 19 日と 12 月 18 日の 2 回、共通掲示板を通じて、各所管課に対し、現況を確認し現況と台帳が一致するように指導しました。</p> <p>また、併せて同一種類で複数ある備品の登録方法につきましても、統一的かつ適正な管理を図るため、備品登録の手順書を作成し、全職員に対して周知を行いました。なお、手順書については、職員がいつでも参照できるよう、グループウェアの文書管理システムに保存しています。</p>